

● 地域及び分類ごとの基準

第4種地域

規制方針 歴史的景観を重視しつつ、広域的な交通軸である幹線道路沿道等における良好な屋外広告物の掲出及びにぎわいのある景観形成に資するよう規制・誘導を行います。

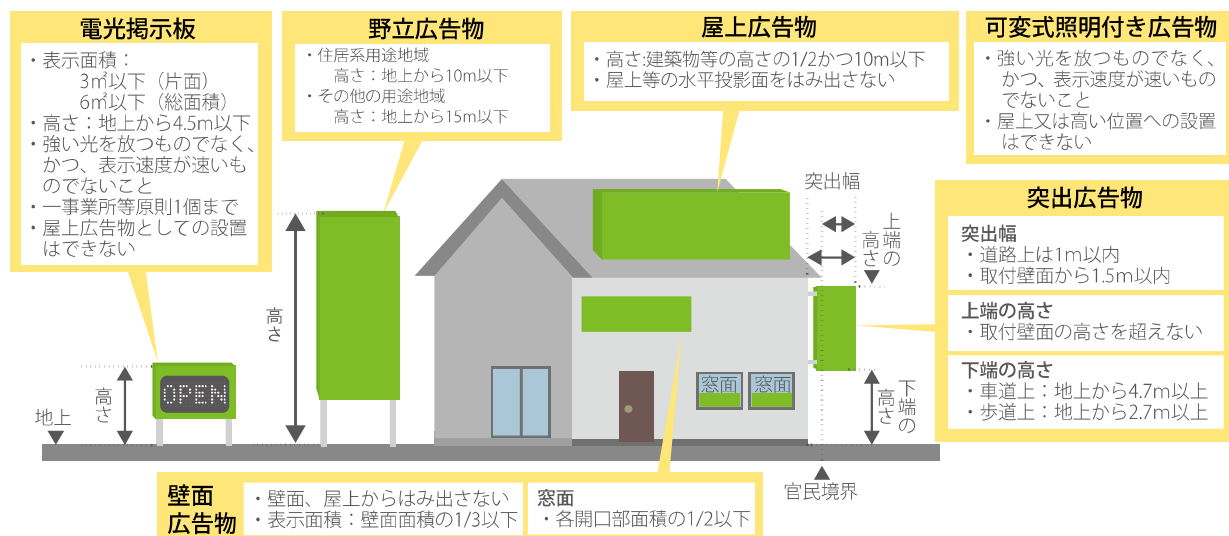
対象区域 * 景観形成重点地域（朝鮮人街道沿道、国道307号沿道、宇曾川）
* 国道8号、国道421号（鈴鹿山系ゾーンを除く）、国道477号、蒲生SIC周辺、八日市駅前グリーンロードで、市長が指定する区域



適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

◆ 許可の基準

自家用広告物

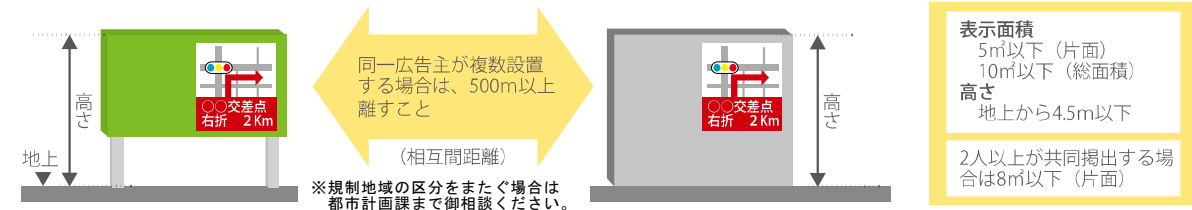


非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

道標・案内図板（壁面広告物又は野立広告物に限る）

- ・地図又は地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所等を示す案内の内容を表示面積の40%以上占める必要があります。ただし、これらの内容が40%未満であっても、案内先の住所及び電話番号の表示があり、それらを含めて40%以上となる場合は設置が可能です。
- ・電光掲示板及び可変式照明付き広告物は、設置できません。
- ・国道同士が交差する場所から30m以内の区域には設置できません。
- ・壁面広告物については、これらの許可基準に加えて、自家用広告物の規定に準じます（ただし、窓面利用は不可）。この時の壁面の利用面積は、既に設置されている自家用及び案内図板を含めて壁面面積の1/3以下とします。



◆ 色彩基準

広告旗・立看板の類

P17のとおり

電柱の類を利用する広告物

P17のとおり

表示面の色彩基準

- 【住居系用途の場合】
地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。
- 【その他の用途の場合】
文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。
※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されません。

屋外広告物を表示（設置）するときのポイント

Point1

★こんな案内図板はわかりやすい！



伝えたい内容、色数を必要最小限に抑え、派手な色彩の使用を控えれば、通行者に情報がシンプルに伝わり、わかりやすい誘導となります。高速道路や一般道路の案内標識がわかりやすいのは、これらの手法が生かされているからです。情報の詰め込みは、逆効果です。

Point2

★こんな広告は嫌われる！

周辺の街並みや建物に対して大きすぎる広告は、見る人に圧迫感や不快感を与えます。周辺の街並みや建物とのバランスを考えた広告物を掲出するように心がけましょう。

一つの広告はデザインされていても、必要以上の広告は、周辺の街並みに雑多なイメージを与えます。過剰な広告物の掲出は控えるようにしましょう。また、使用する色数が多くなると、雑多で見にくい印象を与えます。色数を絞り、シンプルで見やすい広告物にしましょう。

